

定期総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ

三田市協働推進課地域担当課長

フラワータウン市民センター所長

三田市立武庫小学校校長

三田市社協フラワー地域福祉支援室

フラワー地域包括支援センター 支援員 所長

フラワー地域包括支援センター

西 垣 信 哉 様

松 田 文 貴 様

曾 谷 浩 基 様 (欠席)

藤 原 さゆり 様 (欠席)

田 原 聖 子 様

- 4 総会成立の報告
- 5 議長選出
- 6 会議録署名各委員の選出
- 7 議 事

- (1) 議案第1号 令和4年度事業報告
- (2) 議案第2号 令和4年度会計決算報告
- (3) 議案第3号 令和4年度会計監査報告
- (4) 議案第4号 令和4年度業務監査報告
- (5) 議案第5号 令和5年度役員改正(案)
- (6) 議案第6号 令和5年度事業計画(案)
- (7) 議案第7号 令和5年度会計予算(案)

- 8 議長解任
- 9 報告と依頼事項
- 10 閉会のことば

議案第 1 号

令和 4 年度事業報告

武庫小校区まちづくり連絡協議会設立10年の節目となった令和4年度は、一昨年から発生したコロナウ
防止のため、一定の制限を受けながら事業を展開した。「ふれあいまつり&ミニねぶた」は3年連続で中止
となったが、徐々にイルスの感染拡大日常を取り戻し、「ちょうちんのタベ」や「ハロウィンウォーキング」など
分散型イベントとして実施することができた。また令和4年度は武庫が丘コミュニティセンターの再生を図る
ため協議を重ね、連合自治会より委託を受け管理をまち協で行うこととなった。
多世代交流やSDGsの一環となる「無料市」もコミセンで開催した。校区内の足となるグリーンスローモビリ
ティの実証実験(むこぐるぐる)を三田市と高齢者支援部会やボランティアが中心となり進めた。
3月の校区地域防災訓練は3年ぶりに住民参加のもとで実施することができた。

会議関係

5月22日(日) 武庫小校区まちづくり連絡協議会定期総会

6月19日(日) 武庫小校区まちづくり連絡協議会定例委員会

7月10日(日) "

8月 7日(日) "

9月18日(日) "

10月16日(日) "

11月27日(日) "

12月25日(日) 武庫小校区まちづくり連絡協議会定例委員会及び防災訓練準備会

1月15日(日) "

2月19日(月) "

3月19日(日) 武庫小校区まちづくり連絡協議会定例委員会

※定期総会、定例委員会前等に役員会を随時開催

事業関係

<子育て支援・多世代交流部会>

■第9回武庫小校区ふれあいまつり&第10回ミニねぶたの開催(コロナ禍のため中止)

まち協設立以来恒例行事となっていた「校区ふれあいまつり&ミニねぶた」は、コロナ禍のため令和2年、3年に引き続き中止した。それに代わる交流事業として、感染対策を徹底しながら次の事業を実施。

- ① **ちょうちんの夕べ**:8月27日(土)15時~20時30分 三田谷公園東側遊歩道
 - ◇子ども、団体、地域の人たちによる手作りちょうちん 130個展示
 - ◇縁日、野菜販売、軽食販売(パン・おにぎり・飲料)
 - ◇来場者 およそ800人
- ② **ハロウィンウォーキング**:10月29日(土) 14時~16時 ひまわり公園と6丁目児童公園、その間の通学路
 - ◇ハロウィンの仮装行列で清掃するイベント。終了後は参加者にハロウィンのお菓子を配布した。
 - ◇参加者 子ども133人(スタッフ、保護者込みで約180人)
 - ◇回収したゴミ 燃えるゴミ5袋、燃やさないごみ1袋、ペットボトル1袋

<コミュニティ部会>

■武庫が丘「まち協サロン」の開設

- ◇コロナ禍であっても感染対策を徹底し、年度当初から月2回開催することができた。
- ◇内容:開催にあたっては飲料のみ配布し、地域の人たちの出会い、ふれあい、語らい、そして見守りの「場」づくりを行った。
- ◇サロン開設回数:24回 ◇参加者数:延べ450人(スタッフ含む)

■テーマ型サロンの開催

- ◇住民が主体的に企画運営するサロンで、毎週火曜日の午前・午後に分けて「場」を提供した。
- ◇テーマ数 6テーマ、53回、延べ371人

■「歌カフェ65」との連携

- ◇毎月第3土曜日開催

■シイタケ菌植え体験

- ◇2月4日(土)10時~12時:原木シイタケ菌植え体験を子どもを含む30名で実施。
- シイタケ入りの豚汁とおにぎりを提供した。

■武庫が丘コミュニティセンターの活性化

足掛け3年にわたるコロナ禍を経て、利用が低迷するコミセンの活性化と継続化を図ることが急務となり、連合自治会からの申し出により協議を重ね、1月11日にまち協がコミセンを運営する覚書を交わした。

- ◇まち協と連合自治会でコミセン活性化委員会を設置し協議。
- ◇コミセン再生・活性化への具体的指針をまとめ、3月末パンフレット(6ページ)を全戸配布。
- ◇令和5年4月よりまち協による運営を開始。

<高齢者等支援部会>

■まごの手活動「武庫サポート」を推進

高齢者等の生活支援として、孫の手活動「武庫サポート」の活動を支援した。

- ◇サポート内容:ゴミ出し、ごみステーション清掃、電球の取り換え、簡単な庭のお手入れ、配食の運転補助など
- ◇活動回数:延べ 843回 ◇サポーターの人数: 32人

■グリーンスローモビリティ「むこぐるぐる」の実証実験に協力

三田市交通まちづくり課によるグリーンスローモビリティ(低速で走る電動自動車)の実証実験を武庫小校区内で行った。愛称は「むこぐるぐる」。主に高齢者の移動手段確保のための実験。

走行ルートは三田市と高齢者支援部会、ボランティアで協議した。

◇実験期間 11月10日(木)～12月23日(金) 平日運行 32日間(うち1日は天候不良のため運休)

◇1日7便 ドライバー (ボランティア 14名)

◇利用者 234名(リピーター含む)

<防犯防災部会>

■武庫小校区地域防災訓練の実施

コロナウイルスの感染もやや落ち着き、3年ぶりに地域住民参加型の校区防災訓練を実施した。前年度予定していた訓練計画を令和4年度に実施。ドローンによる避難誘導といった、これまでにない新たな訓練も追加された。前年に引き続き、チラシ裏面に防災クイズを掲載し住民に考えてもらう機会をつくった。

◇3月5日(日) 8時30分～12時00分 各自治会集合場所～武庫小学校校舎前及びグラウンド

◇校区住民165人参加

◇無事カード掲出 839戸

◇クイズ参加人数 120人

■児童登下校時の見守り

毎日の登下校時の見守りと、4月には新1年生の下校時の見守りを強化した。

<公園管理事業部会>

■三田市との協定による公園・緑地の環境保全の実施

◇武庫小校区内の公園・緑地の草刈り・低木剪定をはじめ、軽易作業及び除草作業を行った。

◇対象公園:2丁目児童公園、ひまわり公園、6丁目児童公園、8丁目公園、どんぐり公園、ルーラ公園、下深田公園 (軽易作業については、覚書に基づき対象自治会が行った。)

◇その他緑地の除草:武庫小学校校庭、2丁目北側空き地、各公園の低木剪定。

◇ボランティア登録数 31人

<広報担当>

■情報の発信と共有

まち協および構成団体の活動や地域の情報発信のツールとしてまち協だよりを年3回発行。ホームページ等のWEB発信にも努めた。また委員間によるLINE・メール等での伝達、zoomによるリモート会議も行った。

◇まち協だより(第23号・第24号・第25号) ※校区内全戸配布

◇ホームページ、フェイスブック、インスタグラムでの情報発信

<その他>

同協議会有志により、三田まつり(分散型・秋イベント)で模擬店を出店。

◇三田まつり(分散型・秋イベント) 食とマーケット 11月20日(日)

議案第 2 号

令和 4 年度 会 計 決 算 報 告

各会計別決算額一覧表

(単位:円)

会 計 名	予算額	収入決算額	支出決算額	差引額 (次年度繰越)	備 考
(1)一般会計	2,227,000	2,003,611	2,003,611	0	組織運営経費及び事業経費 (三田市ふるさと地域交付金とひょうご安全の日助成金を活用)
(2)公園管理 事業会計	966,211	990,211	735,084	255,127	市との協定により校区内の公園、緑地の管理を行うもの
(3)まち協活動 基金積立会計	1,401,940	1,488,799	66,105	1,422,694	活動資金として積み立てるもの
(4)まち協サロン 運営会計	182,090	185,640	130,856	54,784	地域住民の出会い、ふれあい、見守りの場「まち協サロン」づくり
合 計	4,777,241	4,668,261	2,935,656	1,732,605	

(1) 令和4年度 一般会計決算報告

収入の部

(単位:円)

費目	予算額	決算額	内容説明
ふるさと地域交付金	2,000,000	1,817,467	三田市ふるさと地域交付金
まち協活動基金	77,000	66,105	ちようちんのタベ参加費 66,105
助成金	150,000	120,000	ひようご安全の日 推進事業助成金 120,000
預金利息	0	39	繰越金 30 預金利息 9
収入合計	2,227,000	2,003,611	

支出の部

(単位:円)

費目	予算額	決算額	内訳		内容説明 *印は、その他財源より支出
			交付金	その他	
賃金	878,000	912,990	912,990	0	事務スタッフ賃金 912,990
報償費	40,000	10,000	0	10,000	講師謝金 0 防災訓練 10,000 *
旅費	10,000	0	0	0	
需用費	538,000	478,153	302,048	176,105	組織運営関係 110,353 ふれあいまつり等 98,158 (内66,105*) コミュニティ関連 86,233 防災訓練 183,409 (内110,000*)
役務費	195,000	186,154	186,154	0	組織運営関係 149,045 ふれあいまつり関係 5,994 広報活動 110 多世代交流 防災訓練 31,005
委託料	0	0	0	0	ふれあいまつり(ミニSL)
使用料及び賃借料	251,000	134,754	134,754	0	組織運営関係 61,434 まつり関係 1,000 多世代交流関係 1,000 コミュニティ関連 69,320 防災訓練 2,000
原材料費	35,000	14,761	14,761	0	多世代交流関係 14,761
備品購入費	280,000	266,760	266,760	0	防災訓練 22,109 多世代交流関係 90,651 高齢者支援 154,000
繰出金	0	39	0	39	繰越金 30 預金利息 9 (まち協活動基金へ)
支出合計	2,227,000	2,003,611	1,817,467	186,144	

※ 収入決算額 2,003,611 円 - 支出決算額 2,003,611 円 = 次年度繰越金 0 円

※ 三田市ふるさと地域交付金
 予算額 2,000,000 円 - 決算額 1,817,467 円 = 不用額 182,533 円
 (防災事業助成金、利息除く) (三田市へ返金済)

(2) 令和4年度 公園管理事業会計決算報告

収入の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	増減額(B-A)	備 考
前年度繰越金	167,211	167,211	0	
報奨金	789,000	818,000	29,000	三田市より報奨金
利息	0	0	0	
協力金	10,000	5,000	△ 5,000	武庫小PTAより草刈り協力金(前期分のみ)
合 計	966,211	990,211	24,000	

支出の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	増減額(B-A)	備 考
報奨金	110,000	120,000	10,000	覚書各自治会への報奨金(6自治会)
旅費及び費用弁償	506,800	460,800	△ 46,000	有償ボランティア実費弁償
需用費	110,000	100,954	△ 9,046	消耗品費 37,688 燃料費 18,870 修繕料 44,396
保険料	33,920	32,330	△ 1,590	ボランティア保険・団体総合生活保障保険
使用料及び賃借料	14,000	21,000	7,000	軽トラレンタル料
予備費	191,491	0	△ 191,491	
合 計	966,211	735,084	△ 231,127	

※収入決算額 990,211 円 - 支出決算額 735,084 円 = 次年度繰越金 255,127 円

(3) 令和4年度 まち協活動基金積立会計決算報告

収入の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	備 考
前年度繰越金	1,371,936	1,371,936	
使用料	10,000	35,100	草刈り機、簡易テント、ベンチ、囲碁ボールセット、耕運機等
寄付及び協賛金	20,000	81,713	シイタケ協賛金 13,630 その他協賛金 55,228 寄付 12,855
利息等	4	50	利息 11 一般会計より利息分の繰入 39
合 計	1,401,940	1,488,799	

支出の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	備 考
繰出金	77,000	66,105	子育て支援事業への繰出金
予備費	1,324,940	0	
合 計	1,401,940	66,105	

※収入決算額 1,488,799 円 - 支出決算額 66,105 円 = 次年度繰越金 1,422,694 円

(4) 令和4年度 まち協サロン運営会計決算報告

収入の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	増減額(B-A)	備 考
前年度繰越金	76,090	76,090	0	
会 費	36,000	30,300	△ 5,700	24回開催
助 成 金	70,000	67,000	△ 3,000	三田市社協助成、県民ボランティア助成
物販売上金	0	4,310	4,310	
寄 付	0	7,940	7,940	
預金利息	0	0	0	
合 計	182,090	185,640	3,550	

支出の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	増減額(B-A)	備 考
食 材 費	40,000	34,325	△ 5,675	参加者お茶・お茶菓子等
物販仕入	0	0	0	仕入れなし
賃 借 料	86,400	80,040	△ 6,360	コミセン使用料
消耗品費	30,000	8,091	△ 21,909	コピー用紙・インク・ラミネートフィルム、紙コップホルダー等
印刷費	1,000	400	△ 600	チラシ印刷代
什器備品費	10,000	0	△ 10,000	
有償ボラン ティア費	0	0	0	
保 険 料	0	2,000	2,000	ボランティア保険(4名)
予 備 費	14,690	6,000	△ 8,690	ゲスト(フルーツ演奏・琴演奏)へのお礼
合 計	182,090	130,856	△ 51,234	

※ 収入決算額 185,640 円 - 支出決算額 130,856 円 = 54,784 円(次年度へ繰越)

議案第 3 号

令和4年度会計監査報告

令和5年4月21日、武庫が丘コミュニティセンター会議室において、各会計の現金出納簿、預金通帳、その他関係書類について監査をした結果、収支の内容はすべてにおいて適切かつ妥当であることを認め、報告いたします。

令和5年4月21日

令和4年度会計監事

令和4年度会計監事

議案第 4 号

令和4年度業務監査報告

令和5年4月21日、武庫が丘コミュニティセンター会議室において、令和4年度の事業実績について監査をいたしました。

令和4年度もコロナ禍にありましたが、事業のやり方に工夫され「ちようちんのタベ」や「ハロウィンウォーキング」「無料市」を開催されたり、屋外活動「はたけであそぼう」事業の充実、効率化を支援されました。「校区ふれあいまつり&ミニねぶた」が3年中止となりましたが、今後も継続して住民交流、地域間交流事業を企画・実施されることを望みます。

一方で公園管理作業や高齢者の生活支援活動は計画通り進められたこと、市の新モビリティ実証実験に協力し、今後の高齢社会に対応した移動支援のあり方を検証されました。

今後も持続した活動ができるよう各構成団体との連携、地元企業・事業所との連携をさらに強めていただくことを期待します。

令和5年4月21日

令和4年度業務監事

議案第 5 号

令和 5 年度 武庫小校区まちづくり連絡協議会委員

	氏 名	団 体 名 称 等
1	藤井裕子	武庫小校区連合自治会
2	若林 勝	武庫が丘2丁目自治会
3	北 正和	武庫が丘4丁目自治会
4	高谷秀希	県営武庫が丘グリーンハイツ自治会
5	松尾強三	セントラルヒルズ自治会
6	阿部幸夫	武庫が丘6丁目自治会
7	岡本雅子	武庫が丘高層住宅自治会
8	船木一子	武庫が丘8丁目自治会
9	鈴木 孝	ノアガーデン自治会
10	瀧山友香	ルーラガーデン自治会
11	山下典雄	武庫が丘ゆうゆうクラブ(老人会)
12	勝井麻紀	むっこ広場実行委員会(子ども会)
13	名久井知佳子	武庫小校区民生委員児童委員協議会
14	弘田恒子	フラワー地区ふれあい活動推進協議会武庫小校区
15	石田祐樹	三田市立狭間中学校PTA
16	西田千春	三田市立武庫小学校PTA
17	篠倉 唯	北摂第一幼稚園保護者の会
18	赤澤房子	三田市保護司会
19	友武祥行	三田市青少年補導委員会
20	森 博	スポーツクラブ21武庫
21	曾我光昌	歌声カフェ65
22	西中一也	武庫サポート
23	上野 均	NPO法人武庫が丘まちづくりビューロー
24	小林 孝	武庫小児童見守り隊
25	松井由美子	三田市人権を考える会武庫小校区地域部会
26	崎野正憲	役員推薦 武庫が丘6丁目
27	中田 哲	役員推薦 ルーラガーデン
28	笠野公一郎	役員推薦 武庫が丘6丁目
29	大谷敬偉子	役員推薦 ルーラガーデン
30	石井千代子	役員推薦 武庫が丘2丁目
31	小林正人	役員推薦 武庫が丘6丁目
32	馬場庸介	役員推薦 ルーラガーデン

※名簿の取扱いは、厳重に注意願います。

令和 5 年度 武庫小校区まちづくり連絡協議会役員

役 職 名	氏 名	選 出 団 体 等	備 考
会 長	山 下 典 雄	武庫が丘ゆうゆうクラブ(老人会)	
副 会 長	藤 井 裕 子	武庫小校区連合自治会	連合自治会コミセン担当 長浜幸雄
副 会 長	弘 田 恒 子	フラワー地区ふれあい活動推進協議 会武庫小校区	
会 計	崎 野 正 憲	役員推薦	
書 記	西 田 千 春	武庫小学校PTA	
事 務 長	石 井 千 代 子	役員推薦	
会計監事	石 田 祐 樹	狭間中学校PTA	
会計監事	馬 場 庸 介	役員推薦	
業務監事	笠 野 公 一 郎	役員推薦	
願 問	田 村 和 成	武庫小児童見守り隊	

議案第 6 号

令和5年度事業計画

2023年度も引き続き同協議会活動の重点項目である、「子育て支援と教育の環境づくり」「心ふれあう交流の場づくり」「防犯・防災の対策づくり」「高齢者福祉の取り組み」に加えて 武庫が丘コミュニティセンターの活性化に向けた事業運営を進めます。

① 子育て支援・多世代交流部会 ② コミュニティ部会 ③ 防犯・防災部会 ④ 高齢者支援部会 ⑤ 公園管理事業部会⑥コミセン運営部会の連携により積極的な活動に取り組んでまいります。

特に、「武庫小校区ふれあいまつり&ミニねぶた」等の大規模な交流事業については環境が整わないため工夫を凝らし、分散型の事業により住民交流の輪を広げてまいります。地域防災訓練は連合自治会と連携しながら可能な限り継続的に実施し、住民の安全安心と防災意識の高揚を図ります。

また、加速する少子・高齢化に対応するため、同協議会の更なる充実と武庫小校区の活性化を図ります。

①子育て支援・多世代交流関係

むこっこ広場実行委員会やふれあい活動推進協議会等と連携し、子どもたちを基軸に、地域の大人たちが知恵や経験、技術等を提供し関わることで、人と人、地域と地域がつながり、人の輪が広がっていくことを目指します。

- ・仮称「ミニねぶた」(検討)
- ・仮称「ちようちんのタベ」(夏頃開催)
- ・仮称「ハロウィンウオーキング」(秋頃開催)
- ・映画会(6回程度/年間)
- ・日帰りバスツアーの実施

※三田市ふるさと地域交付金及びまち協活動基金を活用する。

②コミュニティ関係

まち協の活動拠点である武庫が丘コミュニティセンターを活用し、地域住民の出会い、語らい、見守りの場として開催している「まち協サロン」を継続するとともに、住民主体のテーマ型サロンを開催し、新規サロンへの立ち上げを支援する。

- ・「まち協サロン」の開催 ※三田市社会福祉協議会助成、県民ボランティア助成を活用する。
- ・「テーマ型サロン」の開催 ※三田市ふるさと地域交付金を活用する。
- ・歌声カフェ65との連携
- ・シイタケの菌植え体験(令和6年2月初旬)
- ・環境と資源の有効活用を目指して「SDGs無料市」を開催(10月頃)

③防犯・防災関係

さんだ防災リーダーの会の協力を得て、市や連合自治会と連携し地域防災訓練を実施する。また、身近に取り組める防犯・防災対策を行う。

- ・校区地域防災訓練の実施

※ひょうご安全の日推進事業助成金、三田市ふるさと地域交付金を活用する。

- ・役に立つ防犯・防災教室の開催
- ・児童の登下校時見守り

④高齢者等支援関係

高齢化に伴い、買い物や通院、ごみ出しや電球の取り換え等の生活支援の取り組み、緊急時の安否確認ができる仕組みを考える。また、老人会「ゆうゆうクラブ」の活動を支援し、高齢者の外出機会の提供や多世代交流の機会を提供する。

- ・高齢者等の生活支援のため、まごの手活動「武庫サポート」の活動を推進
- ・認知症等への理解を深める活動を行う。
- ・高齢者の外出機会の提供(囲碁ボール活用事業等)
- ・三田市の新交通システム「むこぐるぐる」の第2次実証実験に協力する。

⑤公園管理事業

三田市との協定により、三田市が管理する公園・緑地の環境保全を行う。

- ・校区内の公園・緑地の草刈り、低木剪定及び除草作業を行う。
- ・自治会が従来から行っている軽易作業については、まち協と当該自治会との覚書により作業を分担する。
※三田市との「公園の環境保全に関する協定」に基づく報償金を活用する。

⑥武庫が丘コミセンの活性化

武庫が丘コミセンを地域の活動拠点とするためコミセン運営部会を設置し、利用者視点での使いやすさ、魅力あるコミセン利用環境の再構築を図り、利用者層の拡大を目指す。

- ・コミセン活性化委員会の開催
- ・コミセン活性化イベントの開催
- ・ボランティアスタッフの協力によりコミセン事務所を土日も開所する。

⑦情報発信・情報共有関係

地域住民への迅速で有効な情報発信・情報共有を図ります。

- ・「まち協だより」の発行、ホームページ「武庫小校区まち協」での情報発信を行う。
ホームページアドレス：<http://mukomachikyouto.jimdo.com>
※これらの情報発信に関しては三田市ふるさと地域交付金を活用する。
- ・フェイスブック、インスタグラムでの情報発信を行う。

⑧その他

- ・武庫小学校内に事務所(または、まち協寄合所)を確保し、事務スタッフを配置する。
- ・他の地域イベント等への模擬店出店に参加し自主財源の確保と地域間交流を深める。

議案第 7 号

令和 5 年度 一般会計予算

(1) 令和 5 年度 一般会計予算(案)

収入の部

(単位:千円)

費 目	予 算 額	内 容 説 明
ふるさと地域交付金	2,000	三田市ふるさと地域交付金
繰 入 金	220	まち協活動基金積立会計より繰入
助 成 金	100	ひょうご安全の日推進事業助成
収 入 合 計	2,320	

支出の部

(単位:千円)

費 目	予 算 額	内 訳		内容説明 ※印は、その他の財源より支出	
		交付金	その他	組 織 運 営 経 費	事 業 経 費
賃 金	907	907		事務員賃金(907)	
報償費	30	30			コミセン運営(20) 防災訓練 (10)
旅 費	10	10		実費弁償(10)	
需用費	520	320	200	事務用品(128)	子育て・多世代関連 (145) (上記の内 100)* コミュニティ関連 (25) 広報活動 (90) コミセン運営 (32) 防災訓練 (100)*
役務費	198	198		通信費 (119) 労災保険 (3) 振込手数料(13)	子育て・多世代関連 (17) コミュニティ関連 (1) 広報活動 (15) 防災訓練 (30)
委託費	0	0			
使用料及び賃借料	550	430	120	組織運営費(50)	子育て・多世代関連 (323) (上記の内 120)* コミュニティ関連 (134) 地域活性化研究 (12) 防災訓練 (8) コミセンまつり (23)
原材料費	55	55			子育て関係 (40) コミュニティ関係 (15)
備品購入費	50	50			防災訓練 (50)
支出合計	2,320	2,000	320	交付金 (1,230)	交付金(770) その他(320)

※ただし、三田市ふるさと地域交付金の交付決定額により、若干の修正有り。

(2) 令和5年度 公園管理事業会計予算

収入の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額(B-A)	備 考
繰越金	167,211	255,127	87,916	前年度繰越金
報償金	789,000	818,000	29,000	三田市公園管理報償金
協力金	10,000	0	△ 10,000	
利息	0	0	0	
合計	966,211	1,073,127	106,916	

支出の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額(B-A)	備 考
報償金	110,000	120,000	10,000	協定自治会への報償金(6自治会)
旅費	506,800	576,000	69,200	従事者実費弁償 @800×15人×3時間×2回×7か所=504,000 低木剪定実費弁償@800×4人×3時間×7か所=67,200 自家用車使用料 200×3回×8か所=4,800
需用費	110,000	110,000	0	消耗品費 50,000 燃料費 20,000 修繕料 40,000
役務費	33,920	37,100	3,180	保険料 @530×35人×2回(前後期)
使用料及び賃借料	14,000	17,000	3,000	軽トラ使用料 1,000×17回=17,000
予備費	191,491	213,027	21,536	
合計	966,211	1,073,127	106,916	

(3) 令和5年度 まち協活動基金積立会計予算

収入の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額(B-A)	備 考
繰越金	1,371,936	1,422,694	50,758	前年度繰越金
使用料	10,000	10,000	0	まち協備品使用料
寄付及び協賛金	20,000	20,000	0	シイタケ協賛金、バザー出店協賛金、活動収益寄付等
利息	4	0	△ 4	預金利息
合計	1,401,940	1,452,694	50,754	

支出の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額(B-A)	備 考
繰出金	77,000	220,000	143,000	事業活動への繰り出し金
予備費	1,324,940	1,232,694	△ 92,246	
合計	1,401,940	1,452,694	50,754	

(4) 令和5年度 まち協サロン運営事業会計予算

収入の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額(B-A)	備 考
繰越金	76,090	54,784	△ 21,306	前年度繰越金
会 費	36,000	36,000	0	@100×15人×2回×12ヶ月
助成金	70,000	70,000	0	三田市社協サロン助成・県民ボランティア助成
物販収益金等	0	10,000	10,000	
寄付等	0	0	0	
預金利息	0	0	0	
合 計	182,090	170,784	△ 11,306	

支出の部

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減額(B-A)	備 考
食 材 費	40,000	40,000	0	お茶代
物販仕入	0	0	0	
賃借料	86,400	85,000	△ 1,400	コミセン使用料等
消耗品費	30,000	20,000	△ 10,000	イベント景品・コピー用紙・インク代等
印刷費	1,000	1,000	0	チラシ印刷代
什器備品費	10,000	10,000	0	
有償ボランティア費	0	0	0	
保険料	0	2,000	2,000	ボランティア保険4名分
予備費	14,690	12,784	△ 1,906	公演者謝礼等
合 計	182,090	170,784	△ 11,306	

<参考資料>

- ① 武庫小校区まちづくり連絡協議会規約
- ② 武庫小校区まちづくり連絡協議会所有の備品貸出し規定
- ③ 有償ボランティアの旅費及び費用弁償にかかる規定

武庫小校区まちづくり連絡協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、武庫小校区まちづくり連絡協議会(以下、「協議会」と称します。

2 協議会の事務所は、武庫が丘4-13(武庫小学校内)に置きます。

(対象区域)

第2条 協議会の対象区域は、武庫小学校区(以下、「校区」とします。

(目的)

第3条 協議会は、校区のさまざまな地域課題の解決と地域資源の活用をめざして、三田市との協働のもとに、地域住民が一体となって「住みよいまちづくり」を実践することを目的とします。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 協議会の予算、決算、広報等に関すること。
 - (2) コミュニティに関すること。
 - (3) 防災・防犯に関すること。
 - (4) 環境に関すること。
 - (5) 福祉に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の課題解決やまちづくりの推進に関すること。
- 2 協議会は、活動にあたって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする事業は行いません。

第2章 組織及び役員

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める各種団体等で構成します。

2 協議会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとします。

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務長 1名
- (4) 会計 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6) 会計監事 2名
- (7) 業務監事 1名

- 2 役員は、総会において選任します。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることはできません。
- 4 総会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができます。

(役員等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行します。
- 3 事務長は、協議会の事務を総括します。
- 4 会計は、協議会の会計事務を担当します。
- 5 書記は、協議会の運営事務を担当します。

- 6 会計監事は、協議会の会計について監査を行い、毎年定期総会に報告します。
- 7 業務監事は、協議会の業務について監査を行い、毎年定期総会に報告します。
- 8 顧問は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び活動に関して意見を述べることができます。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とします。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 役員は再任することができます。但し、同じ役職に継続して5年を超えて就くことはできません。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関とし、構成団体(別表)の代表もしくは代表者が推薦する者及び役員が推薦する者(「以下、「委員」)によって構成します。

- 2 前項の規定により、役員が委員を推薦する場合は、総会の承認を得るものとします。

3 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行います。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 協議会の組織、構成団体、委員に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) 規約の改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項

4 総会は、会長が招集します。

5 総会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立します。

6 総会の議長は、出席した委員の中から選出します。

7 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによることとします。

8 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要であると認めるとき又は委員の半数以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催しなければなりません。

(総会の議事録)

第10条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印するものとします。

(議事録の公開)

第11条 校区住民は、会長に申出のうえ、総会の議事録を閲覧することができます。

2 会長は、協議会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨については、さまざまな手法により公開しなければなりません。

(役員会)

第12条 役員会は第6条第1項第1号から5号までに定める者をもって構成します。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議決定します。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項

- (3) 評議決定した事項を校区住民に周知する事項
 - (4) 協議会の運営に関し緊急を要する重要事項
 - (5) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 前項第4号の事項を評議決定したときは、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとします。
- 4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となります。
- 5 役員会は、役員構成員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立します。
- 6 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとします。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができます。

(委員会)

第13条 委員会は、第9条第1項により選出された者をもって構成します。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見交換や情報の共有をします。

- (1) 役員会で決定された事項
- (2) 事業の進捗や予算の執行に伴う必要な事項
- (3) その他第4条に掲げる事業または地域の課題解決、まちづくりの推進に関する事項

3 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となります。

4 委員会は、委員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立します。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができます。

(専門部会)

第14条 専門部会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う場合に設置することができます。

2 専門部会は、委員の中から会長が推薦する者を持って構成します。

3 専門部会は、専門部会員の互選により、部会長及び副部会長を選出します。

4 専門部会長は、専門部会を代表し会務を総括します。

5 副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行します。

6 前条第4項から第7項までの規定は、部会の会議について準用します。この場合において、同条第4項から第7号までの規定中、「役員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えます。

第4章 事業計画及び予算

(事業計画および予算)

第15条 協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければなりません。

2 事業計画及び予算を変更するときは、前項の規定を準用します。

(事業報告及び決算)

第16条 協議会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後速やかに役員会が作成し、会計監事及び業務監事の監査を受け、総会の承認を得なければなりません。

第5章 会計等

(経費)

第17条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄附金その他収入をもって充てます。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。

(監査と報告)

第19条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告します。

2 業務監事は、会計年度終了後に業務監査を行い、総会に報告します。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第20条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければなりません。

2 校区住民は、会長に申出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができます。ただし、個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとします。

第6章 その他

(帳簿書類の保存期間)

第21条 会計に関する帳簿及び保存期間は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 収支予算書及び収支決算書 5年

(2) 帳簿等 5年

(3) 計算書類及び証拠書類 5年

(4) その他関係書類 5年

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めます。

附 則

この規約は、平成25年5月26日から施行します。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、令和元年5月19日から施行します。

附 則

この規約は、令和3年5月26日から施行します。

附 則

この規約は、令和4年5月22日から施行します。

別表(第9条関係)

構 成 団 体 名
武庫小校区連合自治会
武庫が丘2丁目自治会
武庫が丘4丁目自治会
県営武庫が丘グリーンハイツ自治会
セントラルヒルズ自治会
武庫が丘6丁目自治会
武庫が丘高層住宅自治会
武庫が丘8丁目自治会
ノアガーデン自治会
ルーラガーデン自治会
武庫が丘ゆうゆうクラブ
むっこ広場実行委員会
武庫小校区民生委員児童委員協議会
フラワー地区ふれあい活動推進協議会武庫小校区
三田市立狭間中学校PTA
三田市立武庫小学校PTA
私立北摂第一幼稚園保護者の会
三田市保護司会
三田市青少年補導委員会
スポーツクラブ21武庫
武庫サポート
歌声カフェ65
NPO法人武庫が丘まちづくりビューロー
武庫小児童見守り隊
三田市人権を考える会武庫小校区地域部会

武庫小校区まちづくり連絡協議会所有の備品貸出しにかかる規定

(目的)

第1条 この規定は、武庫小校区まちづくり連絡協議会(以下、協議会)の所有する備品を有効活用するため、協議会が主催又は共催する事業を除く住民交流事業を行う団体等に貸出を行う際の必要な事項について定めたものである。

(貸出対象範囲)

第2条 この規定は、武庫小校区まちづくり連絡協議会の構成団体及び住民交流目的の事業を行う団体またはグループを貸出の対象とする。ただし、営利を目的とする事業または団体は貸出しの対象としない。

(貸出備品等)

第3条 貸出を対象とする備品は、別表のとおりとする。

(備品の借用)

第4条 備品等を借り受けようとする団体等(以下、「使用者」という。)は、原則として、借受日の1か月前に協議会に事前予約を行い、借受日の5日前までに借用書(様式第1号)を提出しなければならない。

(備品借用の費用負担)

第5条 使用者は、借用書提出時に規定の費用(別表に記載)を支払うものとする。また、次の各号において生じる費用負担については使用者の負担とする。

- (1) 備品等の使用に際し、必要な消耗品、燃料費等
- (2) 備品等の搬出入に伴う経費
- (3) 使用者が備品損害を生じさせたときの修繕及び賠償にかかる経費

(貸出の変更等)

第6条 協議会は使用者が次の各号に該当する場合は、貸出条件を変更または貸出を取り消すことができる。

- (1) この規定に違反したとき
- (2) 故障により使用することができなくなったとき
- (3) 災害その他事故により使用することができなくなったとき
- (4) その他やむを得ない事由が生じたとき

(管理責任)

第7条 使用者は備品等の破損等のないよう管理するものとする。また、使用者は備品等を他の目的に使用または転貸してはならない。

(貸出等)

第8条 備品等の貸出期間は原則として3日間以内とし、協議会の指定した場所で受け取り、備品等の使用が終わったときは、使用者は借受け前の原状に復して、速やかに返還しなければならない。

(事故責任)

第9条 備品の使用によって生じた事故に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年5月19日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年5月24日から施行する。

別表(第3条関係)

No.	貸出備品等	貸出数	使用料(単位:円)		貸出条件等
			まち協 構成団体	その他	
1	お好み焼き鉄板(台付) 付属品付	1	2,000	4,000	プロパンガス用・都市ガス用 ガス経費は使用者負担
2	焼きそば鉄板(台付) 付属品付	1	2,000	4,000	同上
3	餅つきセット (石臼・杵・台・釜・せいろ 等付属品付)	1	1,500	3,000	
4	電子ピアノ	1	500	1,000	コミセンで使用の場合は100円
5	カホン(打楽器)	1	150	300	
6	スポーツ吹矢セット	1	150	300	マウスピースは持参
7	発電機	2	1,750	3,500	1台につき
8	チェンソー	1	300	600	
9	電子炊飯ジャー	2	300	600	
10	電子ジャー	1	200	400	
11	ミュージックベル	2	450	900	1セットにつき
12	簡易無線器 (トランシーバー)	11	400	800	1台につき 2台以上で貸し出し
13	簡易テント	1	200	400	
14	竹伐りのこぎり	3	無料		
15	ラミネーター	1	無料		ラミネートフィルム持参
16	テプラ	1	無料		テープ持参
17	延長コード(30m)	1	無料		
18	投光器	2	無料		
19	携帯用拡声器	1	無料		
20	餅切り機	1	無料		

21	リヤカー	2	1,000	2,000	1台につき
22	簡易ベンチ(4人掛け)	12	50	100	1脚につき
23	餅つき機	1	150	300	
24	シュレッダー	1	無 料		事務所内で使用
25	ディスク(ペーパー)カッター	1	無 料		事務所内で使用
26	クーラーボックス	2	100	200	1台につき
27	綿菓子機	2	1,000	2,000	専用のザラメ砂糖使用のこと 最終的な清掃を要する場合は各1,000円増
28	ワイヤレスアンプ式	1	1,500	3,000	ワイヤレスアンプ(1)、ワイヤレスマイク(1) 有線マイク(1)
29	草刈り機	2	400	800	1台につき
30	フライヤー (13L2槽式)	2	1,000	2,000	1台につき
31	おでん鍋	1	350	700	
32	自動草刈り機	1	2,500	5,000	
33	エンジンプロア	1	250	500	
34	ポップコーン機	1	1,500	3,000	
35	和太鼓	1	500	1,000	パチ(8) 台(1) 保存袋(1)
36	りんご飴機	1	100	200	
37	麻雀テーブル	2	100	200	1台につき コミセンで使用する場合は無料
38	3段セイロ	1	200	400	
39	プロジェクター	1	900	1,800	
40	モバイルスクリーン	1	200	400	
41	消火用バケツ	60	無 料		
42	90ℓ溜め置き水槽	6	無 料		
43	心肺蘇生用訓練人形	2	無 料		
44	耕運機	1	1,500	3,000	
45	水汲みポンプ	1	450	900	
46	囲碁ボールセット	1	800	1,600	コミセンで使用する場合は400円

借 用 書

武庫小校区まちづくり連絡協議会会長 あて

申請者 団 体 名
代表者名
住 所
電 話 番 号

印

武庫小校区まちづくり連絡協議会の備品等を借用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 使用目的
- 2 使用場所
- 3 使用品目等

品 目	数 量	使用 する 期 間	
		月 日 ~	月 日

4 使用料金 _____ 円

5 取扱い責任者 (氏 名) _____ (連絡先)

6 返却予定日 年 月 日 時

7 返却確認 年 月 日 まち協担当者氏名

※注意事項

- ① 使用時における事故等の一切の責任は、使用者の負担となります。
- ② 紛失、破損については、使用者の負担にて修繕し返却願います。

有償ボランティアの旅費及び費用弁償にかかる規定

(目的)

第1条 この規定は、武庫小校区まちづくり連絡協議会(以下、協議会)の役員または専門部会スタッフが協議会の活動により発生した旅費及び費用弁償(日当)について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、役員及び専門部会スタッフ並びに事業活動等に伴うボランティアスタッフについて適用する。

(旅費の種類)

第3条 この規定でいう旅費とは次のものをいう。

- 一 公共交通機関を利用した場合の交通費実費
- 二 自家用自動車を利用した場合の燃料費及び通行料並びに有料駐車料金

(費用弁償の種類)

第4条 この規定でいう費用弁償とは次のものをいう。

- 一 専門部会の事業にかかるスタッフ及び事業活動等に伴うボランティアの費用弁償とし、別表第1に定めるものとする。

(交通費の計算)

第5条 交通費は、最も経済的な順路や方法に基づいて計算する。

*交通機関を利用した場合は、協議会が認め実際に通過した順路や方法に基づいて計算する。

*自家用自動車を利用した場合の燃料費は、その区間距離により別表第2定めるものとする。

*自家用自動車を利用した場合の有料道路通行料及び有料駐車料金は実費とする。

(旅費及び費用弁償(日当)の支払い)

第6条 旅費及び費用弁償の支払いが発生した場合は、様式第1により請求し、受領するものとする。

(その他)

第7条 この規定に定める以外に協議会活動において旅費または費用弁償の支払いが生じた場合は、協議会会長と協議するものとする。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和元年5月19日から施行する。

附則

この規定は、令和2年5月24日から施行する。

別表第1(費用弁償に関する規定)

活動種類	活動時間帯	費用弁償の額	備 考
まち協サロン従事者	1回 (9:00~13:00)	200円	平常時:5人程度 繁忙時:随時対応
公園等管理作業従事者	1時間	800円	市の指定する公園に加え、まち協 が認める個所が対象

別表第2(旅費に関する規定)

活動種類	往復距離	金額
役員等が対外的用務により自家用自動車を利用した場合の燃料費	往復5km未満	100円
	往復5km以上10km未満	200円
	往復10km以上20km未満	400円
	往復20km以上10km毎に200円を加算する。	

様式第1 (旅費及び費用弁償請求書兼領収書様式)

旅費及び費用弁償請求書兼領収書		
内容		
金額		
明細	日時・活動内容等	
上記金額を領収しました。 【氏名】 _____ 【住所】 _____		領収印 年 月 日 印

以上